

一人一人のニーズに応じた教育を

～平成29年度 島田市特別支援教育の取り組み～

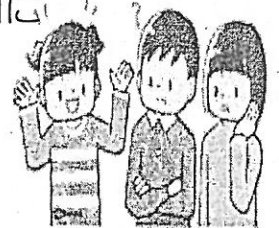


島田市教育委員会 学校教育課

Q1 特別支援教育とは？

特別支援教育とは、特別支援学校や特別支援学級のみならず、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校等の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもの自ら持つ力を高め、自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育及び必要な支援を行うものです。

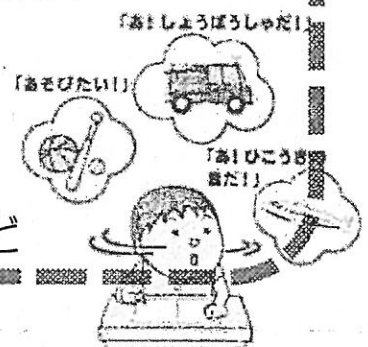
島田市では、「個に焦点を当てた教育」の一環としてとらえています。



Q2 子どものことでちょっと気になりますが

- 理解がゆっくり
- 発音がはっきりしない
- 行動が落ち着かない
- ルールがわからない
- 気持ちの切り替えに時間がかかる
- 予定が変わるとパニックになる
- 特定なものへのこだわりが強い
- コミュニケーションが上手くとれない
- 発達がゆっくり
- 身辺処理が自立していない
- 順番が待てない
- 集団生活が難しい

など



お子さんの困っている状況を理解し、特性に応じた適切な支援やかかわりをしていくことは、お子さんの可能性を伸ばすことにつながります。

学校の担任や職員、相談機関(最後のページ参照)にお話をしてみてください。



Q3 通常の学級・特別支援学級・特別支援学校には、どのような違いがありますか。

【小学校・中学校】

【特別支援学校】

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱
(身体虚弱)



【特別支援学級】

知的障害
肢体不自由
自閉症・情緒
弱視
その他

【通常の学級】

通級指導教室

- ☆「ことばの教室」
(言語障害)
- ☆「いずみの教室」
(発達障害)

※現在、小学校のみ

通常の学級

1学級は小1・小2は35人、その他の学年は40人までです。集団の中で、教科学習を行います。場合によっては、少人数に分けて指導することもあります。

1学級は6人までです。排泄、衣服の着脱、身辺処理が身に付くように指導が行われます。生活単元学習を中心に行います。近隣では、藤枝特別支援学校・吉田特別支援学校があります。

1学級8人までです。教科学習と生活単元学習や作業学習等を子どもに応じた内容や方法で行います。「自閉症・情緒学級」への入級は、「診断書」が必要です。島田市では、小学校6校・中学校7校に設置されています。

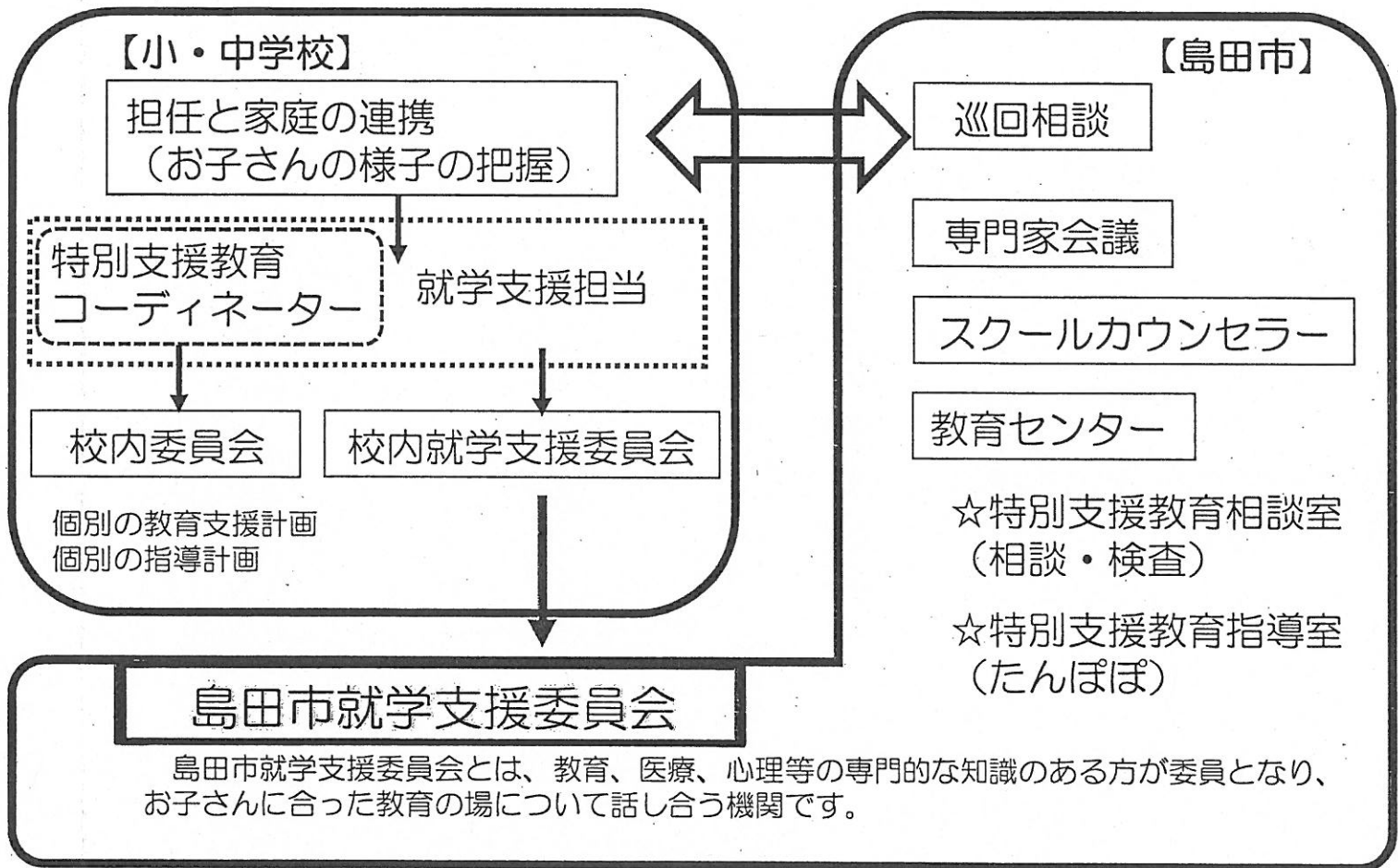
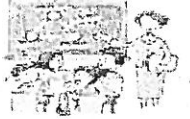
通常の学級に在籍しながら、言語や発達について、週1回1～2時間程度、一人一人に合わせた特別な指導が行われます。「いずみの教室」への入級は診断名が必要です。なお、保護者の送迎が必要となる場合があります。島田市では、島田第一小学校に設置されています。



一人一人の発達等の状態に応じて、学習することができる教育の場があります。お子さまが一番伸びる場、お子さまに合った学びの場を考えていきましょう。

どの学びの場も見学することができます。学校を通して、見学の申し込みをしてください。

Q4 島田市の特別支援教育体制は？



【島田市内小中学校の特別支援学級数】

島田市では、特別支援学級の拠点校化を行い、学級の中に複数の児童生徒が在籍することで、人間関係を築きながら、社会性を伸ばしています。また、知識と経験に富んだ専門性の高い教師の指導を受けやすくなっています。

平成29年度 学級数

学級	知的	自閉症・肢体 情緒	学級	知的	自閉症・ 情緒	肢体又は 弱視
島田第一小	2	1	島田第一中	1	1	
島田第四小	2	1	島田第二中	1	2	肢1
六合小	2	1	六合中	2	0	
初倉小	1	1	北中	1	0	
金谷小	1	0	初倉中	1	1	
川根小	1	1	金谷中	2	1	
			川根中	1	1	

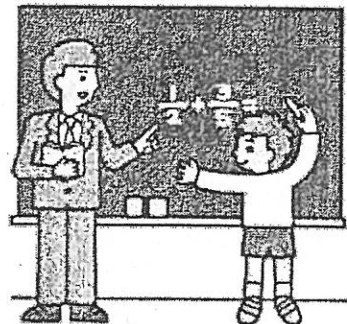
Q5 特性に合った支援を受けるためには？

まずは、学校の担任や特別支援教育コーディネーター等に相談してください。

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室による教育は、希望しただけでは受けることはできません。保護者の了解の下で、専門的立場から調査・審議するための機関「島田市就学支援委員会」で慎重に話し合いをし、入学、入級、通級が適切であるというという判断が必要です。ただし、就学支援委員会での判断は、強制ではありません。保護者との就学相談を通して、保護者の意見が最大限尊重され、総合的に判断し決定していきます。

次年度からの特別支援学校や特別支援学級への就学を希望する場合は、4月末または8月末までに、また通級指導教室への通級を希望する場合は、11月末までには、学校にご相談ください。

また、学年の途中からの特別支援学校への転学や特別支援学級への入級はできません。



Q6 就学先や教育支援の内容についての流れを教えてください。

保護者や担任によるお子さんについての
気付き・相談・情報提供

校内委員会・校内就学支援委員会

島田市就学支援委員会
第一回：6月上旬
(4月末までに申し込み)

特別支援学校
特別支援学級
通級指導教室の見学

島田市就学支援委員会
第二回：9月末
(8月末までに申し込み)

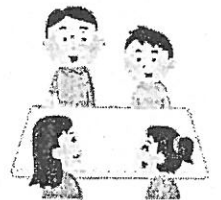
通級指導教室についての申し込み
(11月末まで)

就学先の決定 (12月中旬まで)

就学先の柔軟な見直し
支援内容の検討

◇お子さんの発達のことや就学に関する事などについて、いつでも相談できます。
お子さんの状況を理解し、早めに相談したり、考えたりすることが大切です。

◇島田市就学支援委員会では、保護者の同意のもと、お子さんの様子や検査結果や診断名（自閉症・情緒学級への入級や通級指導教室「いずみの教室」への通級には必要となります。）などを確認しながら、学びの場を考えていきます。



◇就学先の決定は、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、その子にとっての教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、総合的に判断していきます。

◇入学してからも、お子さんの成長や支援内容などを確認しながら、1年ごと学びの場を考えていきます。
よって、特別な支援が有効であると考えた場合、通常の学級から特別支援学級へと在籍を変える場合もあります。

Q7 子どものことで心配なことがあります。どこに相談すればよいですか。



島田市では、相談の窓口を設置しています。通っている学校をはじめ、以下の相談機関をご利用ください。

【子どもの教育に関すること】

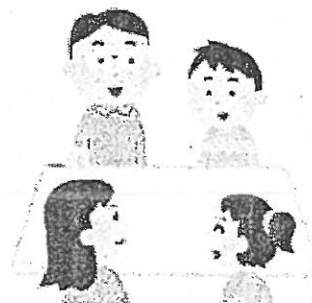
・教育相談室(教育センター内)	34-2255
・特別支援教育相談室(教育センター内)	34-2272
・島田市子育て応援課(市役所内) こども相談係(発達)	36-7408
・島田市教育委員会 学校教育課	36-7956

【子どもや家庭を含めたあらゆる相談】

島田市子育て応援課(市役所内) 家庭児童相談所	36-7253
----------------------------	---------

【身体障害者手帳、療育手帳、放課後等デイサービスなどに関すること】

島田市福祉課 障害者支援係	36-7154
---------------	---------



学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校の対象とする障害の程度）

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータ

